

三重県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託に関する質問及び回答

番号	質疑	回答
1	<p>今回委託予定の件数及び金額の内訳をご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年以上経過した件数と金額 2. 3年未満の件数と金額 3. 初委託分の（一度も弁護士又はサービス等へ依頼したことがない）件数と金額 4. 現状委託済分の（弁護士又はサービス等へ依頼したことがある）件数と金額 	<p>今回委託する債権につきましては、仕様書のとおり、原則過去1年以上返済がないもの等の基準に基づき、今後選定することとしており、現時点では未定です（仕様書の委託予定件数及び金額については、現在の契約と同等とすることを想定して記載したものです）。</p> <p>なお、現在の契約（平成30年度から令和2年度）における件数及び金額の内訳は以下のとおりでした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年以上経過した件数と金額 99件、6,037万円 2. 3年未満の件数と金額 35件 1,166万円 3. 初委託分の（一度も弁護士又はサービス等へ依頼したことがない）件数と金額 61件 2,546万円 4. 現状委託済分の（弁護士又はサービス等へ依頼したことがある）件数と金額 73件 4,657千円 <p>※予定件数として記載した90件については債権者数で、債権数としては134件になります。</p>

<p>2</p>	<p>仕様書 2- (3) 委託対象債権の予定件数と金額(約 90 件 - 約 7,200 万円)について</p> <p>①予定件数、金額はすべて新規(過去委託なし)となるのでしょうか。この場合、対象先の通話可能先、郵便送達先の割合をご教示願います。</p> <p>②それとも予定件数、金額には前受託先から引き続き委託となる債権はありますか。 この場合、件数、金額はどの程度を想定されていますか。 また、引き続き委託となる場合、分納支払中の対象者も含まれますか。</p> <p>③契約期間中に、既に委託済対象者の新たな未納の積み増し分や、委託なしの債務者が新規で未納となった場合の委託予定はありますか。</p>	<p>①,②今回委託する債権につきましては、仕様書のとおり、原則過去1年以上返済がないもの等の基準に基づき、今後選定することとしており、現時点では未定です。</p> <p>現在委託している債権についても、基準に該当するものは、引き続き委託する可能性があります。1年以内に返済を行った分納支払中の方については、基本的に該当しないものと考えています。</p> <p>③現時点では未定ですが、契約期間中に予算額の範囲内で対象とする債権を見直す可能性はあります。</p>
<p>3</p>	<p>・その他</p> <p>①貴庁の承諾を得て再委託を行う場合、弁護士法人へ回収業務を再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>①事前に県が承認した場合は、委託業務の一部を第三者に委託(再委託)することが可能です。承認にあたっては、再委託しようとする業務の内容や金額等により総合的に判断します。</p>